

国、条例制定市、市の現状		意見交換の論点
国 (2条)	参考 1 公文書等の定義について	<p>(各団体の規定の概要) 現用文書について、国・甲賀市では「行政文書」、滋賀県では「現用公文書」、野洲市・尼崎市では「公文書」と定義しています。また、不特定多数の者に販売や頒布されるもの、図書館などの他の施設で歴史的・文化的・学術研究資料として特別の管理がされているものは除かれています。</p> <p>非現用文書について、文書の作成・取得時に保存期間満了後の措置を定めている国・滋賀県・尼崎市では、現用文書のうちから歴史資料として重要な公文書は「歴史公文書等」「歴史的公文書」、措置が定められていない甲賀市では、保存期間満了後で該当する文書を「歴史公文書等」としています。また、野洲市ではそのような定義はありません。</p> <p>なお、尼崎市では寄贈寄託は含まれていません。</p> <p>(本市の今後の方向性) 公文書から除かれるものについては、他の規定と同様、区分けについては参考 1 記載のように考えています。なお、寄贈寄託の資料については、資料館条例等の別の枠組みでの対応を想定しています。</p>
滋賀県 (2条)		
甲賀市 (2条)		
野洲市 (5条)		
尼崎市 (2条)		
近江八幡市		
懇話会委員からの意見		

国、条例制定市、市の現状		意見交換の論点
<p>国 (16条)</p>	<p>国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第四項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p>	<p>(各団体の規定の概要) 国・滋賀県・甲賀市・尼崎市では、特定歴史公文書等の利用に関して手続的保障がされています。特に、甲賀市・尼崎市では利用を請求する権利を条例上で明記しています。 このため、利用請求に対する処分（利用決定等）又は利用請求に係る不作為に対して審査請求ができ、第三者機関（公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会、公文書等管理審議会、公文書管理委員会）への諮問が規定されています。 なお、野洲市では、歴史公文書等にあたる定義がなく、規定がありません。 近江八幡市では、文化振興課が選別した文書の利用手続きを定めたものはなく、また文書管理上は廃棄されているので、情報公開条例上の公文書の対象ともなっていません。</p> <p>(本市の今後の方向性) 他市のように、特定歴史公文書等（文化振興課がこれまで選別した文書を含む）の利用を具体的な権利として位置づけ、審査請求を可能とし、透明性の高い利用手続きを保障していく必要があると考えています。</p>
<p>滋賀県 (14条)</p>	<p>知事は、利用請求があったときは、次に掲げる場合を除き、利用請求者に対し、当該利用請求に係る特定歴史公文書等を利用させなければならない。</p>	
<p>甲賀市 (12・13条)</p>	<p>第12条(歴史公文書等の利用を請求する権利) 何人も、この条例の定めるところにより、市長に対して歴史公文書等の利用の請求をすることができる。 第13条(歴史公文書等の利用請求及びその取扱い) 市長は、その保存する歴史公文書等について第11条第4項の目録の記載に従い利用の請求があったときは、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p>	
<p>野洲市</p>	<p>規定なし</p>	
<p>尼崎市 (14・16条)</p>	<p>第14条(利用請求権) 何人も、この条例の定めるところにより、市長に対し、特定歴史的公文書目録に記録されている特定歴史的公文書の利用を請求することができる。 第16条(利用請求があった場合の措置) 市長は、利用請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p>	
<p>近江八幡市</p>	<p>規定なし</p>	
<p>懇話会委員からの意見</p>		

国、条例制定市、市の現状		意見交換の論点
<p>国 (16条)</p> <p>利用制限事由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人に関する情報 ・ 法人等に関する情報 ・ 監査、検査、取り締まり等に係る情報 ・ 公営企業等の事業に関する情報 ・ 国の安全に関する情報 ・ 公共の安全等に関する情報 		<p>(各団体の規定の概要)</p> <p>国・県・甲賀市・尼崎市ともに情報公開法や情報公開条例の開示の場合よりも利用制限の範囲が狭くなっています。尼崎市では、寄贈・寄託の文書は、公文書管理条例の対象外となっているため、規定はありません。</p> <p>また、国の利用審査の基準では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用制限情報の該当性は利用決定時に判断 ・ 時の経過を考慮 ・ 30年原則を踏まえた公開 ・ 利用制限すべき情報は必要最小限 ・ 移管元機関の意見を参酌 <p>を定めています。</p> <p>県・尼崎市では同様の基準、甲賀市では規則を定められていますが、個人情報等の制限をする項目について違いがみられます。</p> <p>(本市の今後の方向性)</p> <p>利用制限については、国等の規定と同様に考えています。ただ、個人情報等の制限をする項目については、県が追加している項目は入れた方がよいと考えています。</p>
<p>滋賀県 (14条)</p>		
<p>甲賀市 (13条)</p>	<p>参考 2 歴史的文書の利用制限事由について</p> <p>参考 3 利用請求に対する審査基準等について</p>	
<p>尼崎市 (16条)</p>		
<p>野洲市</p>	<p>規定なし</p>	
<p>近江八幡市</p>	<p>規定なし</p>	
<p>懇話会委員からの意見</p>		

国、条例制定市、市の現状		意見交換の論点
<p>国 (16条)</p>	<p>国立公文書館等の長は、当該国立公文書館等において保存されている特定歴史公文書等について前条第４項の目録の記載に従い利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。</p>	<p>(各団体の規定の概要) 法では、現用文書の開示手続に関する規定に相当する規定は設けられていません。国立公文書館利用等規則で規定されています。県・甲賀市・尼崎市では、条例にて規定されています。</p>
<p>国立公文書館 (利用等規則 16条)</p>	<p>館は、利用請求があった場合は速やかに、これに係る処分についての決定（以下「利用決定」という。）をしなければならない。ただし、利用制限事由の存否に係る確認作業が必要な場合その他の時間を要する事情がある場合は、利用請求があった日から３０日以内に利用決定をするものとする。 館は、利用決定に関し、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、第１項の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する期間を３０日以内に限り延長することができる。この場合において、館は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を通知するものとする。</p>	<p>(本市の今後の方向性) 情報公開条例に基づく開示請求の対象が現用文書、公文書管理条例に基づく利用請求が特定歴史公文書等とするならば、情報公開条例と同じような構成が望ましく、条例にて利用請求に対する措置を規定していく必要があると考えています。 また、本市の情報公開条例では、開示の可否決定を１５日以内、延長を３０日以内としています。特定歴史公文書等の利用の可否については、現用文書にはない時の経過や個人情報についても一律に判断できるものでないため、国・県や他市のように、利用決定まで３０日以内、延長期間が３０日以内とする方がよいと考えています。</p>
<p>滋賀県 甲賀市 尼崎市</p>	<p>参考４ 利用請求に対する措置について</p>	
<p>近江八幡市</p>	<p>文化振興課で選別収集した公文書に関して規定なし</p>	
<p>懇話会委員からの意見</p>		

国、条例制定市、市の現状	意見交換の論点
<p>参考 5 国と第三者機関を設置している各自治体との機能の比較</p> <p>参考 6 近江八幡市における情報公開に関する審査会</p>	<p>（各団体の規定の概要） 各自治体の機能を見ていくと、</p> <p>①歴史的公文書の利用に係る処分等についての審査請求に対する調査審議</p> <p>②歴史的公文書の廃棄についての調査審議</p> <p>③公文書等の管理に関する重要な事項についての調査審議の大きく3つに分けられる。</p> <p>また、設置の仕方については公文書単独の委員会等と情報公開・個人情報保護と合わせた審議会となっているところとあります。</p> <p>本市の情報公開においては、情報公開審査会と情報公開・個人情報保護運営審査会を設置し、前者は公文書公開に対する審査請求の審査、後者は情報公開及び個人情報保護に関する重要事項の調査・審議を行うこととしています。</p> <p>（本市の今後の方向性） 本市においても上記の3つは委員会等の役割とすべきであり、各自治体で記載が多い現用文書を廃棄しようとするときに諮問又は意見聴取することは、本市においても個別具体的に必要であると考えています。</p> <p>なお、審査請求に対する審査や現用文書の廃棄などには情報公開と異なる知見等も必要になることから、既存の審議会とは別の委員会等を設置した方がよいと考えています。</p>
懇話会委員からの意見	

条例制定市	意見交換の論点
<p>参考 7 令和 3 年 4 月 1 日以降制定市の条例公布日・施行日について</p>	<p>（各団体の規定の概要） 条例の公布日から施行日まで期間がない自治体、期間をとっている自治体、委員会に関する規定を先行施行する自治体など様々あります。</p> <p>（本市の今後の方向性） 条例制定に伴い規則・規程・基準・ガイドライン等の策定が必要になります。全面施行となると、条例施行と同時に策定しなければならず、現状では、この懇話会を活用して策定していくことが考えられます。委員会等の規定を先行した場合は、条例設置の委員会で諮問又は意見聴取をして策定していくことになります。</p> <p>【現時点での想定】</p> <p>①全面施行の場合 この懇話会で条例案及び規則等のご意見を伺い、令和 8 年 4 月 1 日施行を目指す。</p> <p>②委員会等一部先行施行の場合 この懇話会の枠組みで条例案のご意見を伺い令和 7 年 4 月 1 日一部施行、その後委員会等で規則等を諮問又は意見聴取し、令和 8 年 4 月 1 日全面施行を目指す。</p>
<p>懇話会委員からの意見</p>	